

高知大学学長任命処分取消裁判の問う、もう一つ重大なこと

この9月18日から本格的に審理される高知大学学長任命取消し裁判への関心を持ち、高知大学の現在と将来にとっての訴訟の意味を私たちは再度、確認してみましょう。

学長選考問題に高知大学の精神的な荒廃を見て、怒りをもっている一人としての意見を寄せます。大学構成員にとって学長とは何か、その選び方で何が壊されたのか、を考えてみませんか。裁判を文部科学省の発令行為の違法性に限定せず、この問題の根底で、高知大学の学長選考で何が起き、何が疑惑となったのか、大学がとっているように何も問題がなかったのか、を問い続ける必要がある。ここでは、2年前の高知大学学長選考問題は、この意向投票の実施管理の疑惑にとどまるものではなく、学長の大学管理運営責任者としての責任放棄及び大学ガバナンスの欠陥を示すものであり、その後の高知大学の内外での停滞、混乱につながっていることにあることを、「もう一つ重大なこと」と言っている。高知大学は「難破船になりかかっている」との指摘や「裸の王様と茶坊主でいつまでもつか」という厳しい声が聞かれるなかであって、高知大学の威信と信頼の回復への一歩のために、この裁判の意味考え、支援を呼びかけたい。

学長選考無効裁判から任命処分取消裁判へ

高知大学学長選考事件は、2年ほど前に学長選考規則の制定、教職員の意向投票、選考会議による選考、文部科学大臣への申出がなされて、疑惑の中で強行され、2008年4月1日に発令された過程のなかのいくつかの問題を言う。その中で端緒となった問題は、学内での意向投票の開票管理に関連して起きた。学長選考手続きとして学長選考会議が学長候補者を選考するにあたって事前に教職員の意向を聞く手続きを設け、学内に意向投票管理委員会を設置し、投票実施の管理を担当させ、併せて担当事務職員を指名した。2007年10月5日に投票が実施され管理委員会の開票作業が行われ、何度かの点検を経て、票確認と選考会議への報告書の作成と確認を経て、この委員会の業務は終了した。それから数時間と経ない内に、担当事務職員から保管金庫を開けて「整理」したら20票の束が誤っていたとの報告があり、投票管理委員会の委員、学長選考会議の議長等が集められた。その後の学長選考会議への報告、候補者の選考議決などは、省略するが、この事態に関連して、学内では教授会の公開質問を含む決議や学生からの公開質問などが次々と上がった。教員有

志からは票の改竄が行われてのではないかと、ということで検察庁への告発や、学長候補者の一人であった高橋氏は高知大学を相手に学長選考議決の無効確認の裁判が提起された。

その後、この無効確認を求める裁判は、高知大学からの学長候補者の申出を文部科学省が受理したことから高知大学の決議を対象にする無効確認を求めた裁判の対象がなくなったということになる。すなわち、高知大学の学長候補者の決定は、文部科学大臣の権限に移ったことになるので、裁判としては、文部科学大臣の処分を争うことになる。そこで、文部科学大臣が高知大学学長を発令したことの取消を求めて、高橋氏と根小田氏（学長選考会議の副議長、あとで解任）が原告となって裁判を提起した。しかしまた、ここでややこしいことになって、文部科学大臣を相手にする裁判は、訴えた当事者の居住地でおこなうのか、文部科学大臣の居るところでするのか、という管轄問題で異議が出された。この管轄問題に一年余をかけて決着し、高知地裁で行うことにこの春に確定し、この9月から取消訴訟裁判が本格的に始まることになった。

学長選考に関して大学管理運営責任者としての学長の取るべき責任

この学長選考は、相良学長を最高責任者とする高知大学のガバナンスの重大な欠陥であり、併せて、学長選考会議の不祥事である。高知大学の最高責任者としての相良学長は、学長選考に関して、以下の3つの問われるべき責任がある。それだけで学長の適格性を欠くものといつてよいのではないかと。

ひとつは、意向投票の実施管理において学長が指名した担当事務職員が投票管理業務の終了後、管理委員会からの指示もなく、理由もなしに管理金庫を開け、票の点検をしたことは、事務職員の「非行」であるのに、それを厳正に管理、是正できなかったこと。

ふたつには、学長選考会議の選考後において文部科学大臣に高知大学から学長候補者の申出をした際の経過説明書に学内外に説明していることと異なる意向投票の票数結果を記載していることの決済を行っていること、誤りとする内容を文書として作成し、申出の経過説明書としていること。

三つ目は、今回の学長選考の手続きは元来、法人化直後に学長選考規則の制定が求められていたにも関わらず、3年も放置し（させ？）その3年の放置を藉口にして、相良学長のみ特定適用とする特例条項を挿入し、任期为4年半、4年プラス2年という最長10年半になり、何のための任期規定かを疑わせる、専制支配者なみの規定を設けたのである。

これについて見識のある学長であれば、当然、自分にのみ合理性のない特例規則を止めさせるのが、学長管理者の見識であり、義務である。

以下、それぞれについて、大学のガバナンスとしては、どう判断さるべきか、学長の責任はなにか、を問うことにする。

意向投票の執行管理における「非行」の処理の不適正さ

高知大学学長選考問題は、いくつかの国立大学学長選考問題と異なり、意向投票の管理とその取扱いの疑惑に始まったと言える。高知大学もほとんどの国立大学同様に国立大学法人法の趣旨に沿って時期は遅くなったが、学長選考規則を制定し、学長選考会議及び学内教職員の意向投票規則を定め、学長選考手続きを厳正、適正に実施するために意向投票管理委員会の選出とその担当事務職員を指名を行った。意向投票が実施され、開票、集計、選考会議への報告書が全員の署名印鑑がなされ、管理委員会の業務終了が確認された。その直後に、担当事務職員が、一度金庫に収めた投票用紙の開票集計に誤りがあったとの連絡が管理委員会委員長にあり、選考会議の委員長等も召集されて、対応協議がなされた。意向投票管理委員会は委員会の業務を終了しているし誤りがあったとは考えられないから、委員長が委員会承認通り 41 票差の報告をするべきであるという意見、担当事務職員の申出による訂正票すなわち 1 票差の報告をすべきと言う意見があったようであるが、結局、委員長が経過報告と言う形で 2 つの異なる票を学長選考会議に報告した。学内での疑惑は、この 2 つの意向投票の結果で学長選考会議が審議をしたことはおかしいという意見、終了後に担当事務職員が理由も正当な権限もないものが終了し、保管されたものを再度、点検、チェックをしたことが不正であるという意見などが出され、公開質問状などで「疑惑」の学長選考であると見られ、報道もされた。

投票管理委員会が開票そして結果報告書を署名し、確認封を行い、その後で担当事務職員 2 名が保管金庫を開け、票の点検、確認をした行為は、選挙業務の厳正さを確保するためには、やってはならないことである。不正がなされることの疑惑をもつことが当然である。それについては、同じく選挙にかかわる事例で最高裁判所は、以下のように判決を下している。

市議会議員の選挙において開票管理者が開票を手続きに従って適法に開票がなされたそ

の終了した後において、開票管理者は予め告示された日時及び場所以外において、封入中の投票を取出し、投票全部について再調査したことは公職選挙法の選挙規程に違反するものである。・・・この違法事実は、著しく選挙の公正を疑わしめるに足るものであって、不正行為が行われ得る可能性を有することは明らかである。従って、かかる違法事実は、「現実に不正行為が行われると否とにかかわらず、常に選挙の結果に異動を及ぼす可能性があるから公職選挙法 205 条にいわゆる「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当するものと言わなければならない、と判決を下している。(最高裁昭和 30 年 3 月 10 日判決)。また、通常の選挙業務に関連しては、投票、開票録などを滅失毀損等がないように厳重に保管することが必要であり、争訟の審理に必要な場合または警察・検察当局の職権による要求があった場合以外に開封をするべきではない、ということが選挙管理においては、通知されているのである(平成 8 年 10 月 23 日神奈川県選管宛の回答)。

学長選考手続きの適法性に関連して、2 つの確定しない意向投票の結果に基づいて学長選考会議が審議をし、学長候補者を決めることも、意向投票がいくら「参考」にするものだからといって、問題ではあるが、相良学長については、意向投票管理委員会及び担当事務職員の指名をして、意向投票の厳正、適正な実施に責任を負う立場にあることからすれば、この担当事務職員の終了後の「整理、点検」という行為は、投票選挙の管理としては不適切で重大な「非行」に当たるものと言える。相良学長は、これらの問題については学長選考会議に任せていると言っているが、現職学長としては大学の不祥事を知らないというに等しく、責任回避というよりは無責任と言える。学長選考会議での手続きを停止すべきであり、これが危機管理のイロハである。高知大学の意思決定の手続きが不正ないし疑惑が明らかになったのにその最高責任者が頼かむりするということは、リスクマネジメントができない大学と言われても仕方ないのである。

大学が誤りとする意向投票結果を文部科学大臣宛の申出書に記載することは虚偽であり、許されない

意向投票の結果の取り扱いについては、候補者を決めた学長選考会議では、41 票差、1 票差の 2 つの結果が「参考」にされるべく報告されたことになっている。そのこと自体に適法性の問題はあるが、高知大学学長として次期の学長候補者を申出する文書でこの 41 票差の意向投票結果を記載することは、公式文書としてまた、大学が内外に説明しているこ

とともに矛盾している。大学内外の疑惑、疑問に対して大学は、41 票差のものはほぼ誤りであり、1 票差のものが正しいと説明している。この誤りとされる意向投票の結果を文部科学省の申出の経過説明文書に記載している。これは、虚偽の文書に基づいて学長選考がなされたということになるのではないだろうか。大学は、誤りとする投票数値に基づいて学長選考がなされたということになる。それを文部科学大臣は、虚偽の文書に基づいて学長発令をしたことになる。そのことを知りつつ学長発令をしたとすれば、重大な瑕疵の発令処分となることは間違いない。そもそも大学では、替え玉の出席であれ、他人の答案の提出など、学生の不正行為への厳罰を指示し、教員の採点の誤りなどへの注意を喚起しているのである。そうした中で、誤りとする結果に基づいて学長候補の申出は、どう説明できるか。権威、信頼は落ちたといってよい。学長は、高知大学の意思としては1票差の意向投票結果上申の文書に書かなければ、首尾一貫した行政手続きとはいえないのではないか。41票差のものを上申に記載したことは、なぜか。この裁判ではまさに、1票差の票結果を記載して上申したら、文部科学省は、不適性として受理しなかったと考えられる。もし、仮に1票差のものを上申書に書いたとすれば、学長は意向投票管理委員会を処分しなければ、これほど重大な誤りを犯した委員の責任も問わないという規律を欠いた大学と言うことになる。

開票終了後に担当事務職員が整理、点検を行った行為は何ら不正ではなく、「善管注意」の下で行い、1票差の結果が正しくて、41票差のものが誤りであるということは、ほぼ100%間違いないと、大学の公的文書では強く主張されている。学長選考会議議長の見解および監事の特別監査において詳細に展開している。それにもかかわらず、文部科学大臣あての申出ではこの学内では正しいとする1票差の結果は消えている。これは、学長としては虚偽の経過理由書に基づいて学長の任命がなされたことになることと、それ以上に学長のガバナンス責任ということからすれば、真実と認定させたものを記載することが求められる。ここでは「嘘も方便」は通用しない。

学長選考規則の制定がなかったことを理由とする相良学長の一期目を任期に算入しない特例規則条項は、学長職の私物化である

今回の学長選考過程の前提である学長選考規則で学長制度の根幹をなす任期について相良氏にのみ拡張の任期を附則で認めていることは、制度を歪めるものである。このような

お手盛り、特権的な制度を本人の規則制定の遅れ（意図的なサボタージュであろうか？）を棚に上げて、自分の利益を生み出すことが利己的権力主義者を示すものである。仮に、取り巻きの事務が相良氏の意向を慮ってこうした案を提案してきたら良識をもち責任を感じるリーダーなら、組織のルールとしておかしいから2年のみにするとして、例外を定めるのは良くないと判断しなければならない。組織に責任を持つリーダーとしては、そのガバナンスのルールを自ら最初から、理由も無く破ることを示してはならない。

国立大学法人においてほとんどの大学では学長任期を最長6年と定めている。その中で1期目4年と2期目2年とするところが多く、3年とし2期までとする大学が若干ある。国立大学の学長任期を6年としたのは、なぜか。高知大学も法人ガバナンスの基本として学長任期を6年と定めた。その理由は、学長にこれまでになく権力を集中するのでその長期化はリスクないし弊害があり、取り返しのつかない大学の損失をもたらすことを避けること、国立大学の中期目標・計画期間に合わせること、学長職に就く年齢を考えると高齢化の弊害など、である。こうした学長任期について、今回の学長任期について、学長選考等規則（2007年7月25日制定）の「附則2 第13条の規定は、平成20年4月1日から施行する。」という任期の規定の特例適用条項を設けて、現学長のみはその任期を最長10年とする規則とした。これは、任期という制度の根幹を特別の理由もなく、正当性も欠く、制度の根幹を損なうものである。それは、最近、よく言われるコンプライアンス（法例順守）に悖るものである。学長選考会議が規則を制定する権限をもち、そこで附則として定めたものであるから、現学長の特別延長任期は、法例順守をしたものであると主張されるかもしれない。しかし、これは言うところのコンプライアンスを形式的に整えたもので、学長の任期制を最初から損なうもので、ガバナンスに傷をつけるものである。相良学長にのみ便宜をはかるもので、私物化であり、任期制や制度の根底にあるルールの公平さ、公正さを個人のためには破ってよいという見本を示すものである。法令順守のいうコンプライアンスの精神に反するものである。（高知大学は、2008年春にコンプライアンス規則を制定したので、この学長選考の規則、実施には遡及しないのでしょう。ブラックユーモアにもなりません。）もっと端的に言えば、3年余もの間、高知大学のガバナンスの最も基本的な任期等を含み学長選考規則を制定しない（させなかった、と疑問あり？）ことはコンプライアンス違反であったと言える。これの方が罪は大きいかもしれない。2008年4月以降も学長選考会議委員すら選んでいない。コンプライアンスの欠如の極みである。